## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## 社会福祉法人みろく会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みろく会(以下「当法人」という。)の定款第8条 及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等 に関する事項を定めるものである。

(報酬)

- 第2条 法人の業務を執行する理事長と業務執行理事、監事に対して、業務執行の対 価として役員報酬を支給する。
- 2 非業務執行理事及び評議員には、報酬を支給しない。

(理事の報酬)

- 第3条 法人の業務を執行する理事長・業務執行理事に対する支給額は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 支給額は、年額15万円とする。
  - (2) 支給の時期は、1~6月分を6月、7~12月分を12月の年2回とし、半年分を支給する。
  - (3) 在任期間が半年に満たない場合は、月割計算とする。
- 2 ただし、法人の業績に応じて報酬を支給しない場合もある。

(監事の報酬)

- 第4条 監事に対する支給額は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 監事監査の報酬として1万円を支給する。
  - (2) 支給の時期は、6月とする。

(費用)

第5条 職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の費用は、旅費規程に基づき、所定の額を支給する。

(規程の変更)

第6条 この規程の改正は、評議員会の承認を受けて行うものとする。ただし、理事 及び監事の報酬等の額については、理事会が定める。

附則

この規定は、平成29年4月1から施行する。